

民法改正を踏まえた「J A ネットバンク利用規定」等改正のお知らせ

1. 概要

今般、平成29年(2017年)5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)4月1日から施行されます。

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」などと呼ばれております。

この「債権法」については、明治29年(1896年)に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでしたが、今回、「①社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正」と「②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正」が行われております。

改正債権法では、約款(定型約款)[※]に関する規定が新設され、定型約款の変更に関するルールが新設されます。

※「約款(定型約款)」とは

- ①ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、
- ②内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」とした上、この定型取引において、
- ③契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体。

つきましては、以下のとおりJ A ネットバンク利用規定およびJ A ネットバンクオンライン申込サービス規定を改正いたします。

2. 改正日(適用開始日)

令和2年4月1日

3. 主な改正内容

規定名	「J A ネットバンク利用規定」
変更箇所	○「6. 照会サービス」条項の一部変更(下線部を変更します) 6. 照会サービス (1) (省略) (2) 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。 (3) (省略)
変更箇所	○「7. 振込・振替サービス」条項の一部変更(下線部を変更します) 7. 振込・振替サービス (1) (省略) (2) 入金指定口座への入金は、次のとおり取扱います。 ①～②(省略) ③ 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただけます。ただし、振込先の金融機関の状況等により、指定日の翌営業日扱いとなることもあります。 なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この期間を変更することがあります。 ④ 振込・振替サービスにおける1日当たりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。

	<p>なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この上限金額を変更することがあります。</p> <p>⑤～⑥（省略）</p>
変更箇所	<p>○「12. 月額利用手数料等」条項の一部変更（下線部を変更します）</p> <p>12. 月額利用手数料等</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料および<u>払込金等</u>の引落としは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取扱います。</p> <p>(4) 当組合は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、<u>月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。</u></p>
変更箇所	<p>○「14. 解約等」条項の一部変更（下線部を変更します）</p> <p>14. 解約等</p> <p>(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法によることとします。また、<u>当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。</p> <p>(2)～(5)（省略）</p>
変更箇所	<p>○「16. 免責事項」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）</p> <p>16. 免責事項</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>(7) その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(8)（省略）</p> <p>(9) <u>本サービスは個人の方を対象としているため、契約者が個人以外の方であることによって生じた盗聴等の不正利用等による損害については、当組合は責任を負いません。</u></p>
変更箇所	<p>○「23. サービスの廃止」条項の一部変更（下線部を変更します）</p> <p>23. サービスの廃止</p> <p>当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、<u>本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。</u></p>
変更箇所	<p>○「24. 本規定の変更」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）</p> <p>24. 本規定の変更</p> <p><u>(1) 当組合は、前記21および前記23に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

変更箇所	○「25. 業務委託の承諾」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）
	<p>25. 業務委託の承諾</p> <p>(1) <u>当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとし、</u></p> <p>(2) <u>当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとし、</u></p>

規定名	「JAネットバンクオンライン申込サービス規定」
変更箇所	○「第8条 規定の変更等」条項の一部変更（下線部を変更します）
	<p>第8条 規定の変更等</p> <p>1 <u>本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（当会）は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとし、</u></p> <p>2 <u>前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</u></p>

以上